

いじめ防止のための 基本の方針と対応

令和 7 年 4 月



静岡県立藤枝東高等学校

目 次

はじめに	3
第1 基本的な事項	
1 いじめの定義	3
2 いじめの理解	4
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
（1） いじめの防止	4
（2） いじめの早期発見	4
（3） いじめへの対処	4
（4） 地域や家庭との連携について	5
（5） 関係機関との連携について	5
第2 組織の設置	
1 名称	5
2 構成員	5
3 役割	5
第3 いじめの防止	
1 未然防止のための対策	6
（1） 道徳教育	6
（2） 生徒による自主的な活動	6
（3） 人間関係づくり	6
（4） 保護者等との連携	6
（5） 教職員の研修	6
2 対策の検証・評価	7
3 【年間計画】（全日制）	7
【年間計画】（定時制）	11
第4 いじめの早期発見	
1 早期発見のための措置	13
（1） 観察・アンケート・面談等による実態把握	13
（2） 相談体制の整備	13

第5	いじめに対する措置	
1	早期の事実確認	13
2	組織的な対応	13
3	被害生徒への支援	14
4	加害生徒への指導	14
5	保護者対応	14
6	関係機関との連携	15
7	関係する学級（学年・部活動）への指導・支援	15
第6	重大事態への対処	
1	重大事態の認知	16
2	役割分担	18
3	重大事態への対応	
	(1) 重大事態対応フロー	19
	(2) 重大事態発生時の報告	20
	(3) 調査主体及び組織	21
	(4) 調査の流れ(学校主体)	22
	(5) 調査の流れ(設置者主体)	23
	(6) 調査結果の報告	24
4	文書様式	26～32

はじめに

平成 25 年 9 月施行の「いじめ防止対策推進法」によると、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」（第 13 条）とされている。この規定に基づき、「静岡県立藤枝東高等学校いじめ防止のための基本的方針」を策定した。この基本的方針をもとに、教職員が一丸となり、いじめのない学校づくりを推し進めていきたい。本方針の策定に当たっては、「いじめ防止対策推進法」の他、次のものを参考にした。

- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」
(平成 25 年 10 月文科大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日改定)
- ・「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」
(平成 26 年 3 月 県・県教委 平成 30 年 3 月改定)
- ・「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」(平成 30 年 3 月 総務省)
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月 文科省)
- ・「静岡県子どもいじめ防止条例」(平成 28 年 12 月 県) 等
- ・「静岡県教育委員会いじめの重大事態対応マニュアル」(令和 3 年 4 月 県)
- ・「生徒指導提要」(令和 4 年 12 月 文科省)

第 1 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの具体的な表れとしては、以下のようなものがある。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。・仲間はずれ、集団から無視をされる。・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。・金品をたかられる。・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等 |
|--|

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが肝要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」という限定した解釈がなされることがないようにする必要がある。たとえば、いじめられていても、被害生徒がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、生徒の様子をきめ細かく観察し確認することが大切である。

また、上記のいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものもある。これについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を取ることも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめ側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、HRや部活動等の集団の構造上の問題（無秩序性・閉塞性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも十分注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成を形成することが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１） いじめの防止

いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえると、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。すなわち、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

（２） いじめの早期発見

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校は、家庭・地域等と連携して生徒の成長を見守りつつ、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

特に学校として、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。

また、学校の教育相談室が窓口を設置し、生徒からの相談をいつでも受け付ける等、いじめ発見に積極的に努めることが大切である。

（３） いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校としては直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、警察や児童相談所、医療機関など関係機関との連携が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域の連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する場を設けるなどにより、いじめ防止に向けた取り組みを推進することが求められている。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題に家庭や地域との連携・協力だけで十分に対応しきれなかったり解決に向けての状況が変わらなかったりする場合、例えば次のような関係機関と適切に連携することが大切である。

- ・警察や児童相談所等の関係機関との日頃から連絡を密にした情報共有体制を構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の生徒や保護者等への周知

第2 組織の設置

「いじめ防止対策推進法」により、学校はいじめの防止等の中核となる常設の組織を置くことが規定された。

1 名称

本校における組織の名称は「静岡県立藤枝東高等学校いじめ対策委員会」（略称「いじめ対策委員会」）とする。

2 構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任の8名とし、状況によりHR担任や部活動顧問等の関係の深い教職員が加わる。また、必要によっては、心理、福祉の専門家（カウンセラー等）、医師（学校医等）、教員経験者（学校評議員等）、警察官経験者などに協力を求めていく体制を取る。

3 役割

「いじめ対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には次の通りである。（ただし、実際の取組に際しては、生徒指導課と役割分担を含めて十分な連携を図る。）

- ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施していく中核としての役割

「いじめ対策委員会」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、「いじめ対策委員会」が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに「いじめ対策委員会」に報告・相談する。「いじめ

対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、本基本方針の策定や見直し、取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する役割を担う。

第3 いじめの防止

1 未然防止のための対策

(1) 道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全般を通じて道徳教育等の充実を図る必要がある。

本校の場合は、入学式や卒業式、始業式や終業式の時の講話や学年集会での学年指導、また交通安全等の街頭指導などを通じて実施している。

(2) 生徒による自主的な活動

L H Rや総合的な学習の時間、生徒会活動などにおいて、一人一人が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

また、進路研究やレポート作成、発表、ディベート等により自らを振り返り、いじめを許容しない意識を持つことができる機会を設ける。

(3) 人間関係づくり

「人間関係づくりプログラム<高校生版>」等を活用し、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。

本校の場合は、後述の「年間計画」に示す通り、学校生活の様々な場面において、人間関係づくりの場としての意味づけをしている。

(4) 保護者等との連携

保護者に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するよう啓発する必要がある。また、地域住民にもいじめを発見した場合は連絡をしてもらえるよう日ごろから良好な関係を維持する必要がある。

本校の場合は、P T Aクラス懇談会や保護者会、三者面談等の機会を活用して保護者と情報交換をし、担任を中心に必要に応じて個別相談を行っている。

また、地域の方々とは、防災連絡会議等を通じ、交流を図ったりすること等により、良好な関係構築に努めている。

(5) 教職員の研修

教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。そのために、教職員に対し、事例検討会などの研修を計画的に行う必要がある。

本校の場合は、適時の教職員不祥事根絶に向けた研修等を通じ、生徒指導の在り方を振り返っている。

2 対策の検証・評価

いじめ対策委員会は、随時会議等を開催し、取組が計画通りに進んでいるかどうかを確認する。うまくいっていない場合は、その原因を探り、改善する。また、必要に応じて本基本方針や計画自体の見直し等も行う。併せて、教育相談担当との連携を密にし、情報収集に努める。

3 【年間計画】

(1) 全日制

月	1 年	2 年	3 年	ねらい・＜その他職員関係＞
4	＜その他職員関係＞			＜職員会議＞情報交換を通して生徒理解を深め、いじめの未然防止・早期発見につなげる。 ＜職員不祥事根絶研修＞職員自身の規範意識の高揚を図る。
		新任式・始業式		講話による道徳教育・人間関係づくり。
	入学式			
	対面式			人間関係を作る基礎としての温かい場の設定。
	初期指導 新入生ガイダンス			「人間関係づくりプログラム」の活用。講話による道徳教育。お互いを知り認め合う、いじめを許さない雰囲気づくり。
	面接週間			不安や悩みの共有、関係づくり、早期発見
	生徒総会			生徒による自主的な人間関係づくり。
	校歌練習			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。
	「家庭基礎」	「公共」		ジェンダー学習を通じた、いじめの未然防止。
	＜その他職員関係＞			＜第1回学校運営協議会・PTA評議員会＞保護者との連携・気になることを相談しやすい関係づくり。
5	防災訓練			HRや居住地区グループでの活動を通じていざというとき助け合える人間関係づくり。
	＜その他職員関係＞			＜職員会議＞情報交換を通して生徒理解を深め、いじめの未然防止・早期発見につなげる。 ＜職員不祥事根絶研修＞職員自身の規範意識の高揚を図る。
	千南祭準備			生徒による自主的な人間関係づくり。
	演劇教室			いじめを許さない豊かな心を育む。
	健康相談			相談を通じた、生徒の状況把握。
	サッカー応援（インターハイ）			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。

6	夢の祭典及び千南祭			生徒による自主的な人間関係づくり
	「進路のしおり」を読む（進路学習）			自分の過去・現在・未来を考え、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。
	進路講演会			講話等を通じ、生徒が深く自分自身を見つめる。
	校内大会			生徒による自主的な人間関係づくり。
	応援練習			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。
	健康相談			相談を通じた、生徒の状況把握。
	＜その他職員関係＞			＜第2回学校運営協議会＞外部資源との連携・いじめ防止につながる学校づくりについての検討。
7	＜その他職員関係＞			＜職員救急法講習＞救急法を学び、不測の事態に対応できる力を養う。
	職業レクチャー			講話等を通じ、生徒が深く自分自身を見つめる。
	健康相談			いじめの未然防止・早期発見。
	野球応援			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。
	壮行会（東海大会以上に出場時）			
	＜その他職員関係＞			＜学年会議・職員会議＞情報交換を通し生徒理解を深め、いじめ未然防止・早期発見につなげる。
	終業式			講話による道徳教育・人間関係づくり。
	三者面談			保護者との連携・気になることを相談しやすい関係づくり。
8	高大連携事業（県立大学薬学部訪問）			県大薬学部研究室訪問（希望者）を通して、自分の過去・現在・未来を考え、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。
	始業式			講話による道徳教育・人間関係づくり。
	総合防災訓練防参加			居住地区での活動を通じていざというとき助け合える人間関係づくり。
9	＜その他職員関係＞			＜職員会議＞情報交換を通して生徒理解を深め、いじめの未然防止・早期発見につなげる。
	立会演説会・生徒会長選挙			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。
	文理選択説明会	科目選択説明会	志望理由書作成	自分の過去・現在・未来を考え、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。
	健康相談			相談を通じた、生徒の状況把握。

	体育大会			生徒による自主的な人間関係づくり。体育的活動を通じた自己肯定感の涵養。
10	生徒総会			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。
		大学模擬講義		講話等を通じ、生徒が深く自分自身を見つめる。
	<その他職員関係>			<職員会議>情報交換を通して生徒理解を深め、いじめの未然防止・早期発見につなげる。 <職員不祥事根絶研修>職員自身の規範意識の高揚を図る。
	健康相談			相談を通じた、生徒の状況把握。
	薬学講座			講話による道德教育。
11	サッカー応援（準決勝・決勝）			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。
	100周年記念講演会・教養講座（文化講演会）			自分の過去・現在・未来を考え、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。
	学校評価アンケート・いじめ体罰調査			校内の実態を把握すると共に、生徒個々の不安や不満、訴えに耳を傾け、解決に導く。
12		修学旅行		生徒による自主的な人間関係づくり。体験学習や交流学習を通じ、豊かな心を育み、いじめを許さない意識の高揚を図る。
	<その他職員関係>			<3年進路検討会>教職員同士の情報交換を通して生徒理解を深める。
		進路講演会		講話等を通じ、生徒が深く自分自身を見つめる。
	防災訓練			HRや居住地区グループでの活動を通じていざというとき助け合える人間関係づくり。
		修学旅行 事後学習		体験学習を振り返り、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。
	学年集会			講話による道德教育。
	健康相談			相談を通じた、生徒の状況把握。
	<その他職員関係>			<学年会議・職員会議>情報交換を通し生徒理解を深め、いじめの未然防止・早期発見につなげる
	終業式			講話による道德教育・人間関係づくり。
1	始業式			講話による道德教育・人間関係づくり。
	小論文指導			自分の過去・現在・未来を考え、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。
	<その他職員関係>			<共テ後推薦会議・国公立大学出願検討会>教職員同士の情報交換を通して生徒理解を深める。

1			三者面談	保護者との連携。	
	予餞会			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。	
	台南交換留学生受け入れ			国際交流を通じた豊かな人間関係づくり。	
	マラソン大会			体育的活動を通じた自己肯定感の涵養・人間関係づくり。	
2	「家庭基礎」ストーリー被害等			ストーカー被害についての学習を通じてのいじめの未然防止。	
	＜その他職員関係＞			＜職員会議＞情報交換を通して生徒理解を深め、いじめの未然防止・早期発見につなげる。 ＜職員不祥事根絶研修＞職員自身の規範意識の高揚を図る。	
	健康相談			相談を通じた、生徒の状況把握。	
	進路講演会			自分の過去・現在・未来を考え、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。	
	立会演説会・生徒会長選挙			生徒による自主的な活動を通じた、いじめを許さない校風の醸成。	
	＜その他職員関係＞			＜学校保健委員会＞PTA役員（保護者）との連携・外部資源（学校医・薬剤師等）との連携・生徒が過ごしやすい環境について学校保健の立場からの検討。	
				＜PTA評議員会＞保護者との連携・気になることを相談しやすい関係づくり。	
				＜第3回学校運営評議会＞外部資源（大学教授等）との連携・いじめ防止につながる学校づくりについての検討。	
		同窓会入会式	将来につながる人間関係づくり。		
3	卒業式			講話による道徳教育・人間関係づくり。	
	校内大会			生徒による自主的な人間関係づくり。	
	健康相談			相談を通じた、生徒の状況把握。	
				＜学年会議・職員会議＞情報交換を通し生徒理解を深め、いじめの未然防止・早期発見につなげる	
	終業式			講話による道徳教育・人間関係づくり。	
		合格体験報告会			自分の過去・現在・未来を考え、いじめを許さない豊かな心・生き方を目指すきっかけとする。
	離任式			講話による道徳教育・人間関係づくり。	

(2) 定時制

月	1 年	2 年	3 年	4 年	委員会・研修会等
4			相談窓口の周知 生活体験文の作成 第 1 回生徒会	相談窓口の周知 生活体験文の作成 第 1 回生徒会	第 1 回 学校運営協議会
5			親睦会 個人面談 いじめアンケート(1)	親睦会 個人面談 いじめアンケート(1)	いじめアンケート(1) 計画
6			校内生活体験 発表会 保護者懇談会	校内生活体験 発表会 保護者懇談会	人権教育担当者会議 いじめアンケート(1) の集計・対応 第 1 回 いじめ対策委員会 (校長・教頭・教務・ 生徒・養護)
7			個人面談	個人面談 保護者面談	
9			中部地区生活体験発 表会 第 2 回生徒会 親睦会	中部地区生活体験発 表会 第 2 回生徒会 親睦会	

	1 年	2 年	3 年	4 年	委員会・研修会等
10			親睦会 個人面談 第 3 回生徒会 いじめアンケート(2)	親睦会 個人面談 第 3 回生徒会 いじめアンケート(2)	第 2 回学校運営協議 会 第 1 回コンプライアンス委員 会 いじめアンケート(1) 反省 いじめアンケート(2) 計画
11			学校評価アンケート (生徒・保護者)	学校評価アンケート (生徒・保護者)	藤枝警察署・生活安 全課の職員と懇談 いじめアンケート(2) 集計・対応 第 2 回いじめ対策委 員会
12			親睦会 個人面談 保護者面談	親睦会 個人面談	
1			親睦会 合同文化祭	親睦会 合同文化祭	
2			修学旅行		第 3 回いじめ対策 委員会 →年度反省 第 3 回学校運営協議 会 学校関係者評価 第 2 回コンプライアンス 委員会
3			卒業式 個人面談	卒業式	

第4 いじめの早期発見

1 早期発見のための措置

(1) 観察・面談等による実態把握

定期的な教育相談の実施や面談、アンケート等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

このうち、アンケートを実施する場合は、安心していじめを訴えられるよう工夫する必要がある。

また、生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」と悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。アンケートや教育相談以外にもいじめの早期発見の手立てとしては、休み時間や放課後の雑談の中でなどで、生徒の様子に目を配ったり、個人面談等の機会を活用したりすることが考えられる。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要であり、学年会や職員会議、日常の会議などを通じて、教職員間の情報交換を密に行う。

(2) 相談体制の整備

いじめに関して、生徒、保護者、教職員が、抵抗なく相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱い方針を明確にし、適切に扱う。

第5 いじめに対する措置

1 早期の事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行う。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめが確認された場合は、その軽重を問わず、県教育委員会に報告する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

2 組織的な対応

いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、自身で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに連絡し、情報を共有する。その後は「いじめ対策委員会」が生徒指導課と連携しながら速やかに関係生徒から事情を聴くなど上記（第5－1）の対応を取る。

3 被害生徒への支援

事実関係の聴取の際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報などプライバシーに十分留意して以下の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、生徒の安全を確保する。

あわせて、生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。生徒が安心して学習等の活動に取り組めるよう、必要に応じて加害生徒を別室指導としたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりするなど、環境の確保を図る。また状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合も継続して十分注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

4 加害生徒への指導

いじめたとされる生徒からも事実関係の調査を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など、外部専門家の今日の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分留意して、以降の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒（懲戒とは学校教育法に定める退学、停学、訓告のほか、肉体的苦痛を与えるものでない限りにおいて、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、学校当番の割り当て、文書指導など）を加えることができる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主観的に感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう、成長を促す目的で行う。

5 保護者対応

被害生徒の保護者については上記（第5－3）のとおり。加害生徒の保護者については、事実関係を聴取、確認したら迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対

する継続的な助言を行う。

6 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて早期に連携する。

ネット上に不適切な書き込みをされたときなどは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める（プロバイダには「プロバイダ責任制限法」に基づき、違法な情報発信停止を求めたり、情報削除を求めたりできる）など必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 関係する学級（学年・部活動）への指導・支援

いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。たとはいじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。クラス全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

第6 重大事態への対処

1 重大事態とは（重大事態の判断基準）

「重大事態」は、法・基本方針及びガイドラインにおいて次のように定義されている。

【法第28条第1項第1号2号】【基本方針P31】【ガイドラインP3】

(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

（通称：生命心身財産重大事態1号重大事態）

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談し、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。心身に重大な被害が生じたことにおける心身への被害についてはいじめを認知し対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要である。例えば、被害児童生徒がいじめの事案で退学・転校した場合は退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められる。

(2) いじめにより相当の期間(*)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（通称：不登校重大事態2号重大事態）

*相当の期間とは、年間30日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手。

欠席の相当の期間とは、年間30日が目安となるが、「不登校重大事態」に該当するかどうかの判断に当たっては、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し情報共有を図るとともに「生命心身財産重大事態」と同様に「不登校重大事態」についても該当の疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。学校又は設置者がいじめがあったと確認していなくとも、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されなかったりいじめにより重大被害が発生したわけではなかったりするという結論に至ることもあり得る。欠席の日数が30日になった時点で重大事態であると判断し対応を始めるとなると、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧される。このため、一定期間連続で欠席しているような場合には迅速に着手する必要がある。

<判断する際に留意すること>

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。
- ・被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。
- ・被害児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(3) 事例

ガイドラインに示されているいじめ（疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例（①～④）。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。また、金品等の重大な被害について、学齢やその行為、回数などを総合的に考慮することになる。

※の事例については、通常このような行為があれば児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめ重大事態として捉える。⑤は本マニュアルで示す「不登校重大事態」の事例。

【ガイドラインによる例示】

① 児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③ 金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

【不登校重大事態の例示】

⑤ いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合

○いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。

○一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

2 役割分担

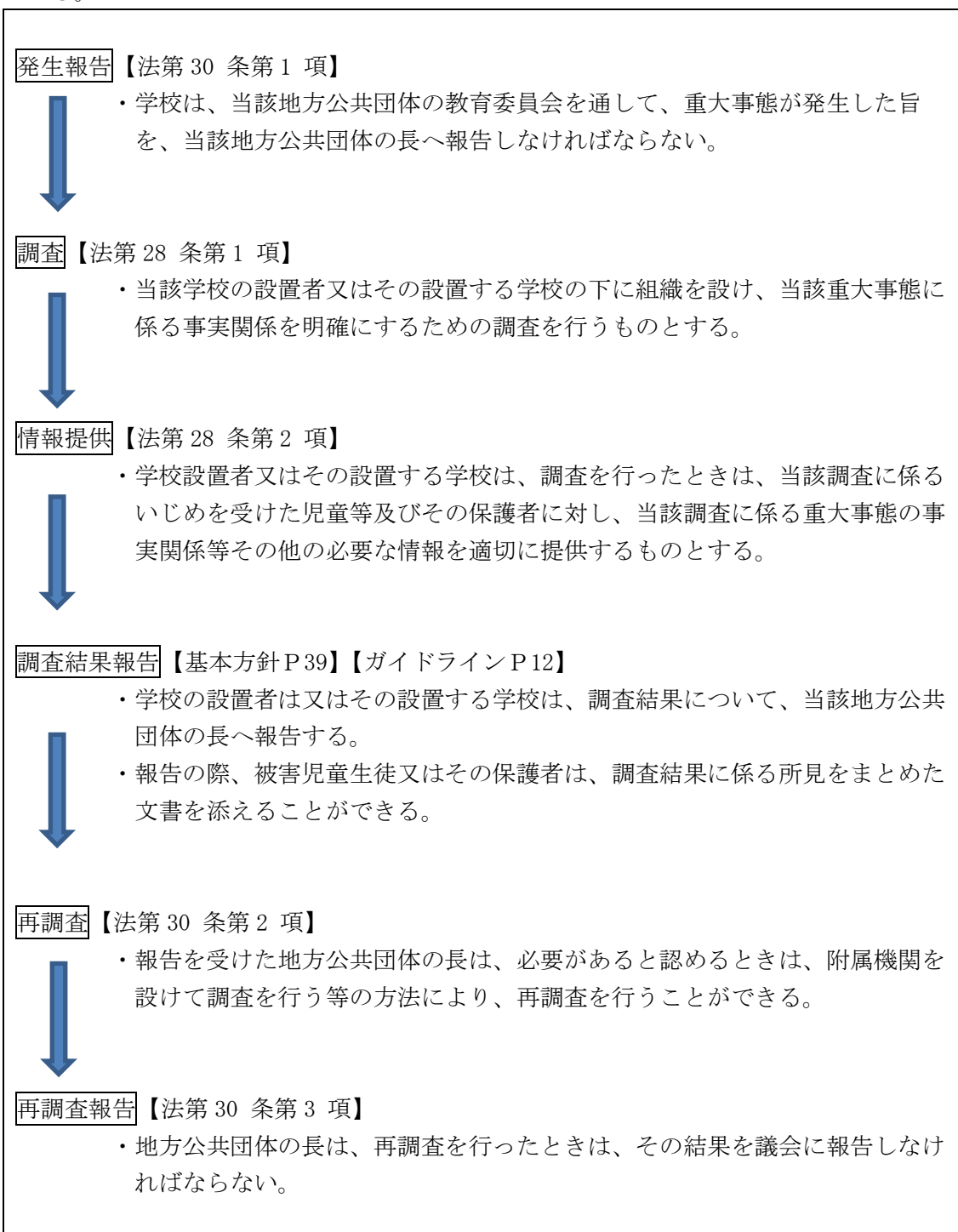
担 当	役 割 分 担
いじめ重大事態事務局 (いじめ対策事務局) ：教育政策課	いじめ重大事態対応に関する総括を行う。主には、教育委員会、教育委員会事務局及び知事部局との調整、教育委員会会議及び総合教育会議の開催に向けた調整を行うほか、第三者委員会（県いじめ問題対策本部）が設置された際には、第三者委員会運営を担う。また、各課からの情報を集約し、マスコミ対応の窓口（教育総務課、総合教育課、こども家庭課と連携）となるほか、再調査に係る対応を行う。
担当課：高校教育課 特別支援教育課	発生事案が県立高等学校事案の場合は高校教育課が担当課となり、特別支援学校事案の場合は特別支援教育課が担当課となる。担当課は、第三者委員会（県いじめ問題対策本部）が設置された場合であっても、事案に関して学校と共同で調査を実施し報告書を作成する。また、担当課は、被害・加害児童生徒及び保護者との対応を学校に任せるのではなく、学校と緊密に連携し対応する。なお、担当課は、進捗状況の詳細をいじめ重大事態事務局(以下：いじめ対策事務局)に報告する。
教育総務課	いじめ対策事務局及び知事部局と連携し、教育委員会及び知事への報告に関して調整する。なお、教職員の処分について検討する際は、いじめ対策事務局、担当課と協議する。
健康福祉部こども家庭課	再調査を行うこととなった場合、静岡県いじめ調査委員会を設置し運営するとともに、調査結果の議会報告に必要な事務を行う。また、いじめ調査委員会や調査結果報告の進捗状況等について、いじめ対策事務局に随時報告する。
スポーツ・文化観光部 総合教育課	いじめ対策事務局と連携し、総合教育会議を運営する。総合教育会議は、県が事案発生 of 報告を受けて緊急に講ずべき措置があると知事が認めた場合に開催するほか、調査終了後、再発防止策等を協議題としての開催を検討する。

3 重大事態への対応

(1) 法令に基づく報告義務内容及び重大事態対応フロー図

ア 法令に基づく報告義務内容

重大事態が発生した場合の報告等については、法等において以下の流れが示されている。



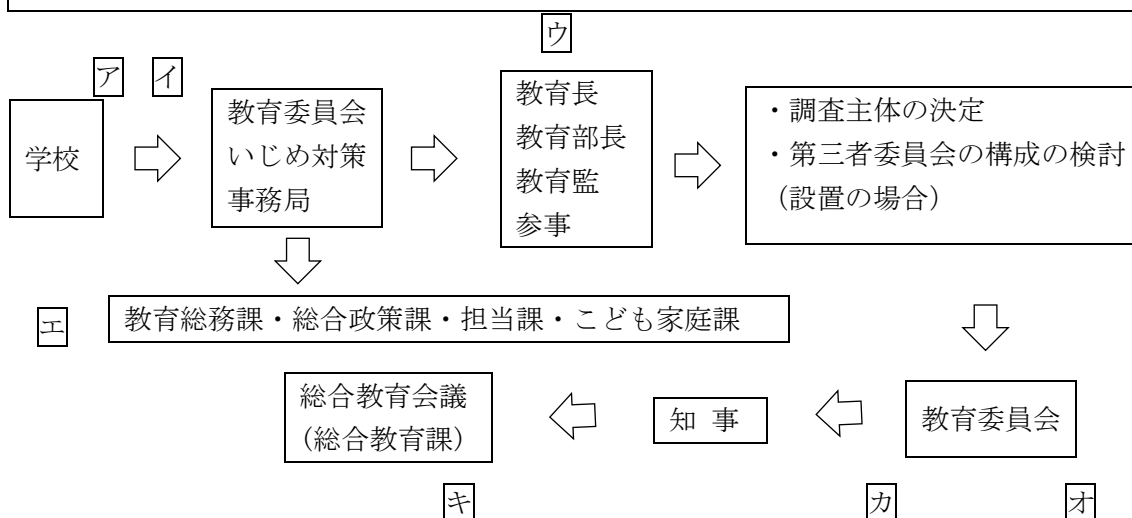
(2) 重大事態発生の報告 【法第 30 条第 1 項】【ガイドライン P5】【基本方針 P33】

○「生命心身財産重大事態」の場合

・学校は、事案を認知し重大事態（疑いを含む。）と判断した場合、速やかに担当課に報告する。報告は、P18(様式 1)「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を提出する。

○「不登校重大事態」の場合

・学校は欠席が 30 日に達する前から、担当課に相談しつつ児童生徒への聴取を始める
・学校は、重大事態と判断した場合、判断した後速やかに報告する。報告は、P18（様式 1）を提出する。なお、設置者は 7 日以内に P22(様式 5) により知事に報告する。



ア	学校は、担当課に電話報告するとともに、(様式 1) を作成し、担当課へ提出する。
イ	いじめ対策事務局、担当課は、重大事態の対応について校長とともに協議する。
ウ	いじめ対策事務局及び担当課は、事案について教育長、教育部長、教育監、教育部参事に報告し、イの協議内容を基に調査の主体についても協議し決定する。また、教育委員への報告及び説明の仕方について（教育委員会会議開催の有無）も協議する。なお、調査の主体を第三者委員会とする場合には、第三者委員会の組織構成（当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第 3 者））について協議し決定する。（3（3）イ参照）
エ	いじめ対策事務局及び担当課は、教育総務課、高校教育課又は特別支援教育課、総合教育課、こども家庭課へ報告するとともに重大事態対応の流れについて相互に確認する。
オ	いじめ対策事務局及び担当課は、事案について教育委員会へ報告する。（教育委員会開催又は個別報告）
カ	いじめ対策事務局・担当課（教育委員会）、総合教育課は、事案について知事に報告する。
キ	知事が緊急の場合に構ずるべき措置があると判断した場合、総合教育会議を招集し、事案発生を報告、情報共有を図るとともに、必要な措置について協議する。

(3) 調査主体及び組織【法第 28 条第 1 項】

ア調査の主体の決定

設置者は、重大事態の調査の主体について協議し決定する。その際、以下の目安を参考にするが、設置者として適切に判断する。

○生命心身財産重大事態

・設置者

○生命心身財産重大事態のうち自殺事案

- ・基本調査（学校がその時点で持っている情報を迅速に整理するもの）は、担当課及びいじめ対策事務局の指導の下で学校が実施する。
- ・詳細調査（基本調査を踏まえて行う詳細な調査）は、設置者が第三者委員会を設置して実施する。なお、設置者（第三者委員会）が必要と判断した場合には、設置者（第三者委員会）による基本調査を再度実施する。

○不登校重大事態

- ・学校主体の調査を原則とする。ただし、被害保護者・児童生徒が、学校主体調査を望まない場合等（※参照）については、設置者主体の調査とする。なお、設置者主体の調査の場合は、第三者委員会を設ける場合と、担当課又は事務局の内部に調査組織を設ける場合とがある。（※従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する事案や学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような事案）

イ調査組織

調査組織については、公正性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等であって、当該いじめの事案と利害関係を有しない第三者の参加を図ることとする。

なお、学校主体の場合の調査組織の構成については、公正性・中立性が担保された組織となるよう、設置者が学校に指導する。

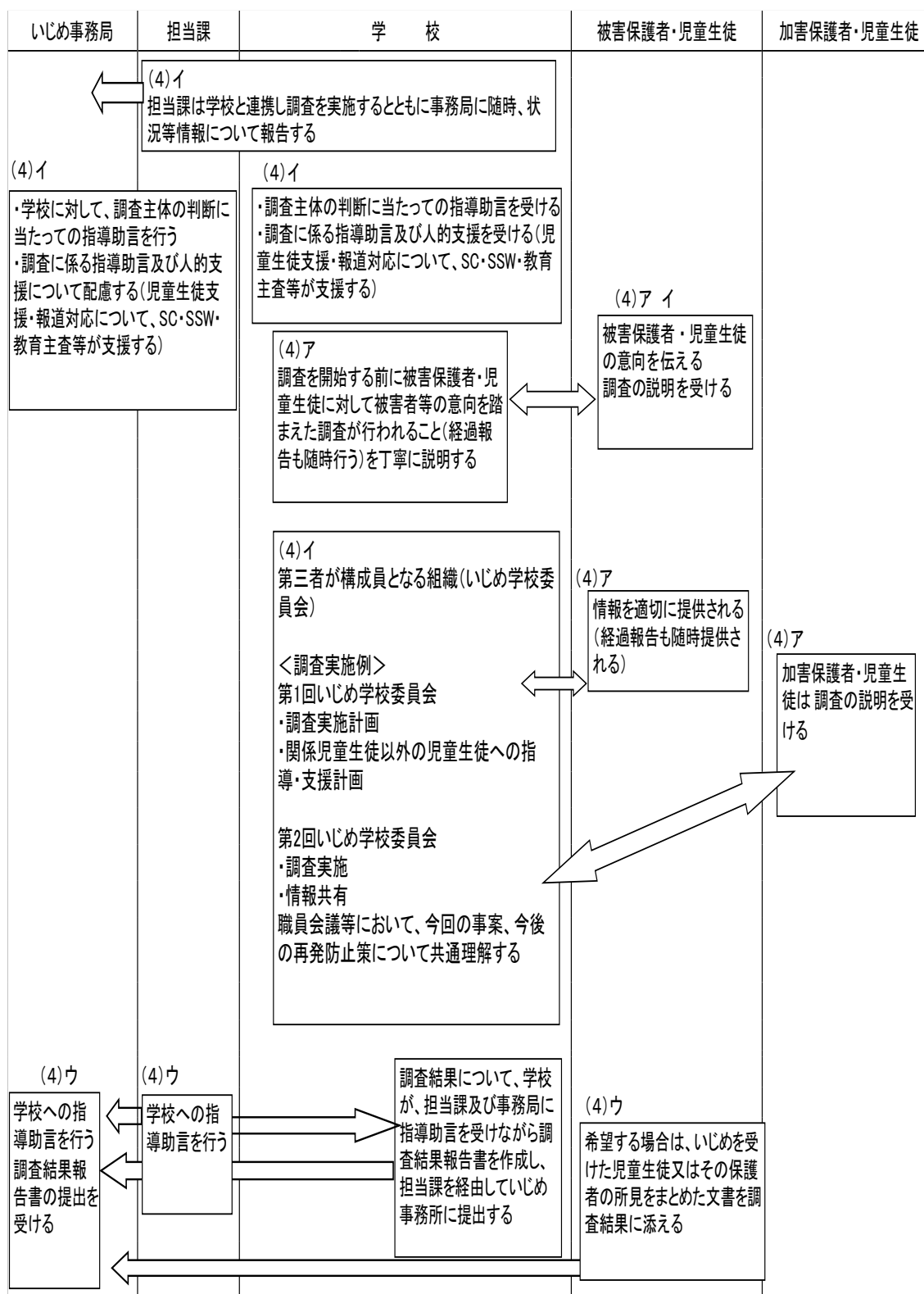
1 設置者主体の場合

- ・第三者委員会である「県いじめ問題対策本部」
（不登校事案の場合、担当課、いじめ対策事務局が内部に調査組織を設ける場合もあるが、構成員に第三者を含むこととする。）

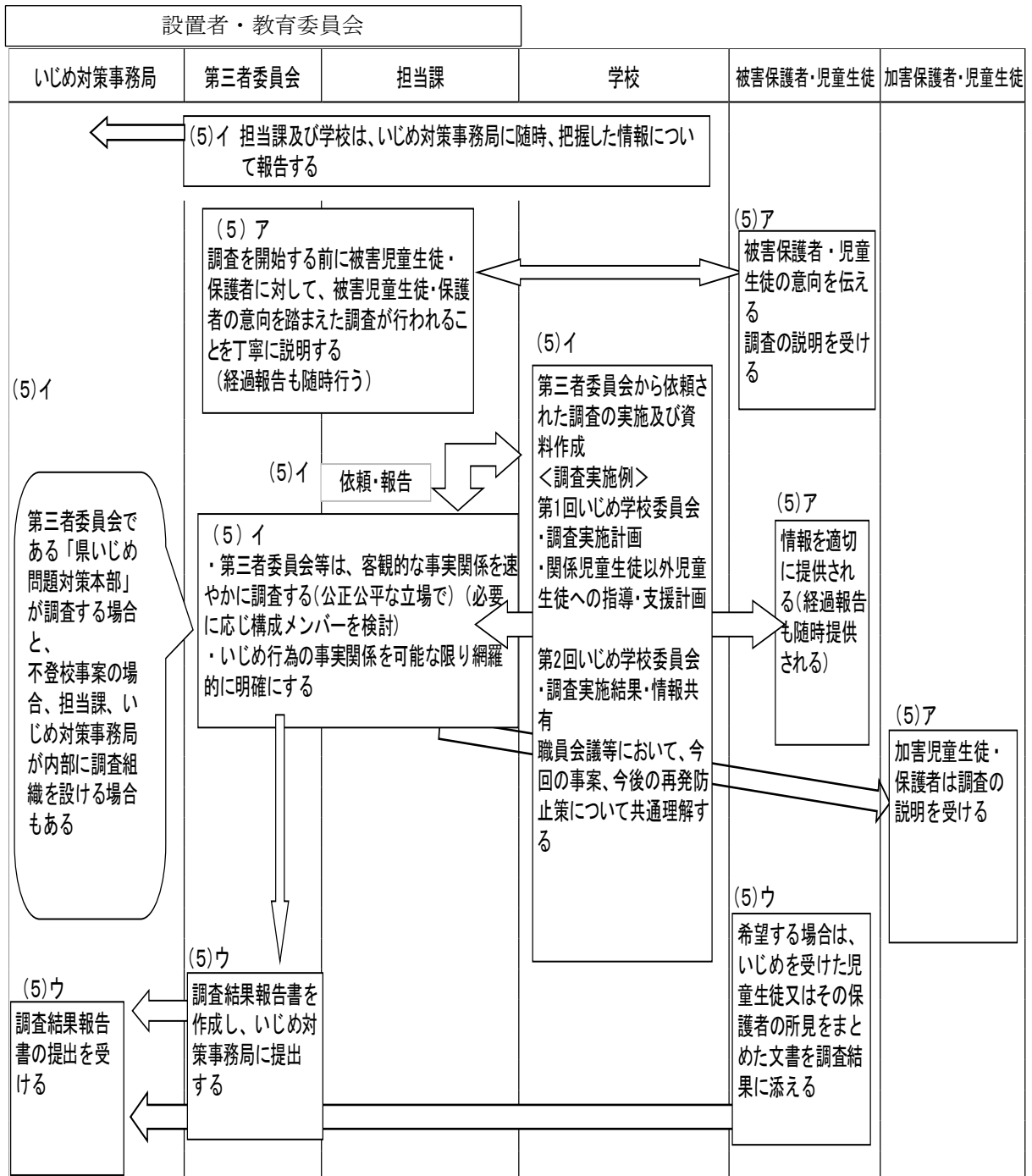
2 学校主体の場合

- ・既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織をベースに、公正性・中立性が担保された第三者を加えた組織
- ・新たに立ち上げた第三者による調査委員会

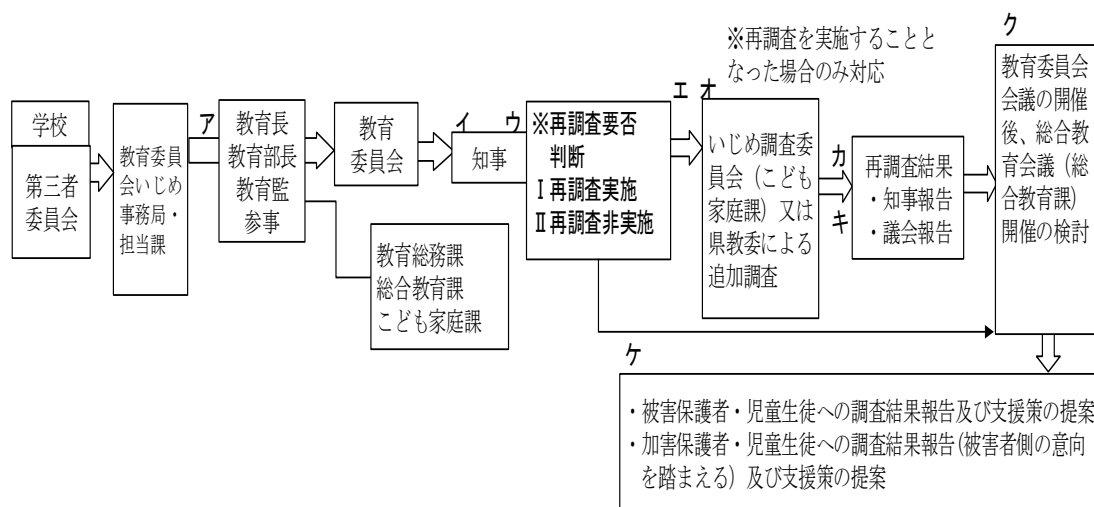
(4) 調査の流れ（調査主体が学校の場合）



(5) 調査の流れ（調査主体が設置者の場合）【法第 28 条第 1 項】【法第 14 条 3 項】



(6) 調査結果の報告【法第30条第2項3項】【法第30条第5項】



ア いじめ対策事務局及び担当課は、学校又は第三者委員会（県いじめ問題対策会議）から提出された調査結果報告書について、教育長、教育部長、教育監、参事に報告した上で、教育委員会へ報告する（教育委員会会議開催）。
イ 教育委員会（教育長）は、調査結果報告書について知事へ報告する。（様式6）
ウ 知事が再調査非実施と判断した場合、教育委員会会議を開催し再発防止に係る協議を行う。また、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討する。（6（1）（2）（3）参照）
エ 知事が再調査が必要と認めた場合、こども家庭課が主体となって再調査を実施する。ただし、知事と教育長との協議により、既に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うこともできる。 ＜再調査を行う必要があると認められる場合＞ ・調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合 ・事前に被害保護者・児童生徒と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合 ・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合 ・調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
オ こども家庭課は、静岡県いじめ調査委員会において、再調査を実施する。なお、既に実施した調査の調査組織において再調査を実施する場合は、（4）（5）の流れに従う。
カ 再調査の担当課は再調査の結果を知事に報告する。（様式6を準用）
キ 知事は、再調査の結果について議会に報告する。

ク 教育委員会会議を開催し再発防止に係る協議を行う。また、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討する。(6(1)(2)(3)参照)

- ・いじめ対策事務局・担当課は、学校、第三者委員会(県いじめ問題対策本部)、事務局内部調査組織と連携し、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策を作成する。
- ・設置者は、担当課及び学校におけるいじめ事案への対応について、法律や基本方針等に照らして重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行った上で、客観的に事実関係を把握し教職員の懲戒処分等の可否を検討する。

ケ 被害保護者・児童生徒、加害保護者・児童生徒に調査結果を報告する。

- ・被害保護者・児童生徒に調査結果を報告するとともに、支援計画、再発防止策を提示する。
- ・被害保護者・児童生徒の意向を確認した上で、加害保護者・児童生徒に対して、調査結果報告を報告するほか、指導内容について説明する。

4 文書様式

(1) いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について (様式1)

	発第	号
	令和 年 月	日
静岡県教育委員会教育長 様	静岡県立	学校
	校長	印

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態（疑い含む）
の発生について（報告）

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 重大事態（疑い含む）と認めた事由

（いじめ防止対策推進法による）

- ☐28条第1項第1号（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い）
- ☐28条第1項第2号（相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い）
- ☐児童生徒・保護者から申し立てがあったとき

○認めた事由

2 いじめを受けたとされる児童生徒

第 学年 組（ 歳） 氏名 (性別)

3 いじめを行ったとされる児童生徒

第 学年 組（ 歳） 氏名 (性別)

4 いじめが行われたと疑われる時期

年 月 日 ～ 年 月 日

5 学校が本事案を認知した日

年 月 日

6 事案の内容

- 発見のきっかけ
- いじめの態様
- 現在の状況

【いじめを受けたとされる児童生徒】

【いじめを行ったとされる児童生徒】

7 学校の指導経過等

8 いじめを受けたとされる児童生徒・保護者の意向

(2) 不登校重大事態調査報告書（不登校重大事態調査）

（様式2）

静岡県教育委員会教育長 様

発第 号
令和 年 月 日

静岡県立 学校
校長 印

調査主体名が入る

不登校重大事態調査報告書

1 対象児童生徒

（学校名）

（氏名）

（学年・学級・性別・年齢等）

2 欠席期間・対象児童生徒の状況

3 調査の概要

（調査期間）

（調査組織及び構成員）

（調査方法）

4 調査内容

① 行為Aについて

② 行為Bについて

③ 行為Cについて

*対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載

*対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示する。

*学校の対応や指導についても時系列で記載する。

④ その他（家庭環境等）

⑤ 調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見を付けること）

5 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策

6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見

(3) 基本調査報告書（自殺（疑い、企図））

（様式 3）

発第 号
令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 様

静岡県立 学校
校長 印

基本調査報告書

1 事故の概要

- ・児童生徒基礎データ（学校名、氏名、学年、学級、性別、年齢等）
- ・事故の経緯（発生日時、場所、事故の概要）

2 調査内容（発生したその日から開始）

- ・全職員からの聴き取り結果（児童生徒に関する情報の収集を3日以内に終了）
- ・遺族面談内容（公表についての意向、学校への要望等）
- ・関係児童生徒からの聴き取り結果（状況に応じて）

3 関係資料の収集

- ・いじめに関するアンケート、生活に関するアンケート等
- ・児童生徒個票
- ・指導要録、健康診断表、出席簿等
- ・学級日誌、作文、掲示物、生活記録ノートなど学校にある児童生徒の記録
- ・その他学校での生活の様子が分かるもの

*得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、設置者に報告

*学校及び設置者は、適切に遺族に説明（断定的な説明はできないことに留意）

*設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断

*いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として
扱い、地方公共団体への報告が必要

*自殺企図であっても、再発防止の観点から同様の調査をすることに留意

(4) 生命心身財産重大事態調査（詳細調査）報告書

（様式4）

静岡県教育委員会教育長 様

発第 号
令和 年 月 日

静岡県立
校長

学校
印

生命心身財産重大事態調査（詳細調査）報告書

調査主体名が入る

- 1 はじめに
- 2 対象児童生徒
(学校名)
(氏名)
(学年・学級・性別・年齢等)

- 3 調査の概要
(調査期間)
(調査組織及び構成員)
(調査方法)

- 4 調査内容
- ① 行為Aについて
- ② 行為Bについて
- ③ 行為Cについて

＊対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載

＊学校の対応や指導についても時系列で記載

- ④ その他

- 5 分析評価
・調査により明らかになった事実
・事故、自殺に至る過程
・再発防止・自殺予防の課題

- 6 まとめ

- 7 おわりに

＊個々の事案の特性に合わせて項目を組み立てることが必要

＊報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何をどのような方法で公開するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断

(5) いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（様式5）

発第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 様

静岡県教育委員会

教育長 印

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)

このことについて、静岡県立 学校から、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したとの報告があったので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 いじめに係る重大事態の発生を認知した学校名
静岡県立 学校
- 2 いじめに係る重大事態の内容について
 - (1) 概要
 - (2) その他
別添 年 月 日付 発 号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)」による
- 3 今後の対応
当該事案に係る調査結果については、別途報告する。

(6) いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について
(様式 6)

発第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 様

静岡県教育委員会
教育長 印

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)

このことについて、 年 月 日付 発第 号により報告したいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による重大事態に関する調査結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 いじめに係る重大事態に関する調査の対象となった学校名
静岡県立 学校
- 2 調査方法等について
 - (1) 調査組織及び構成員
 - ア 調査組織の名称
 - イ 調査組織の構成員
 - (2) 調査期間 年 月 日 から 月 日まで
 - (3) 調査方法
- 3 調査結果について
 - (1) いじめの行為の有無
 - (2) いじめの行為が行われた期間
年 月 日 から 年 月 日まで
 - (3) いじめの行為の概要
 - (4) 学校の対応概要
 - (5) 現在の状況
 - (6) その他
本件についての学校における調査(別添(写) 年 月 日付 発号(「基本調査報告書」「生命心身財産重大事態調査(詳細調査)報告書」「不登校重大事態調査報告書」)のいずれかの様式による
- 4 静岡県教育委員会の所見について
- 5 再発防止の取組について

(7) 調査記録用紙

年 組 被害生徒氏名 () 記録者 () No.					
月 日	被害者の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体的事実)	被害保護者等の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体的事実)	加害者の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体的事実)	加害保護者等の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体的事実)	学校(関係機関)の 言動・対応 (時間、場所、具体的事実)